

中華人民共和国産及び台湾産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯・
冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税

（ 令和 8 年 1 0 月 1 9 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財 務 省 関 税 局 ）

調査の概要等

調査の概要

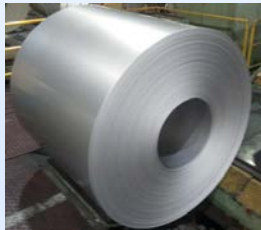
- 政府において、関税定率法第8条に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」。）及び台湾※産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に関し、不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、令和7年7月22日から調査を実施。

※台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域をいう。以下同じ。

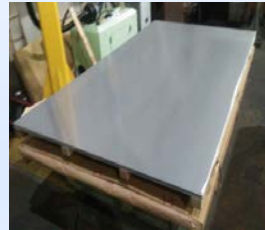
【調査対象貨物】

- 名称：ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板
- 品目番号：7219.31号～35号、90号並びに7220.20号及び90号のうち、22品目（WTO税率・RCEP税率：無税）
- 特徴：鉄にクロム（10.5%以上）及びニッケル（0.6%超）を含有する合金鋼
- 主な用途：建築、家電・精密機器、厨房・家庭用機器、輸送機器等

【外観】



冷延鋼帯



冷延鋼板

【用途例】



洋食器



鉄道車両

(出典 外観：申請者提供資料、用途例：ステンレス協会)

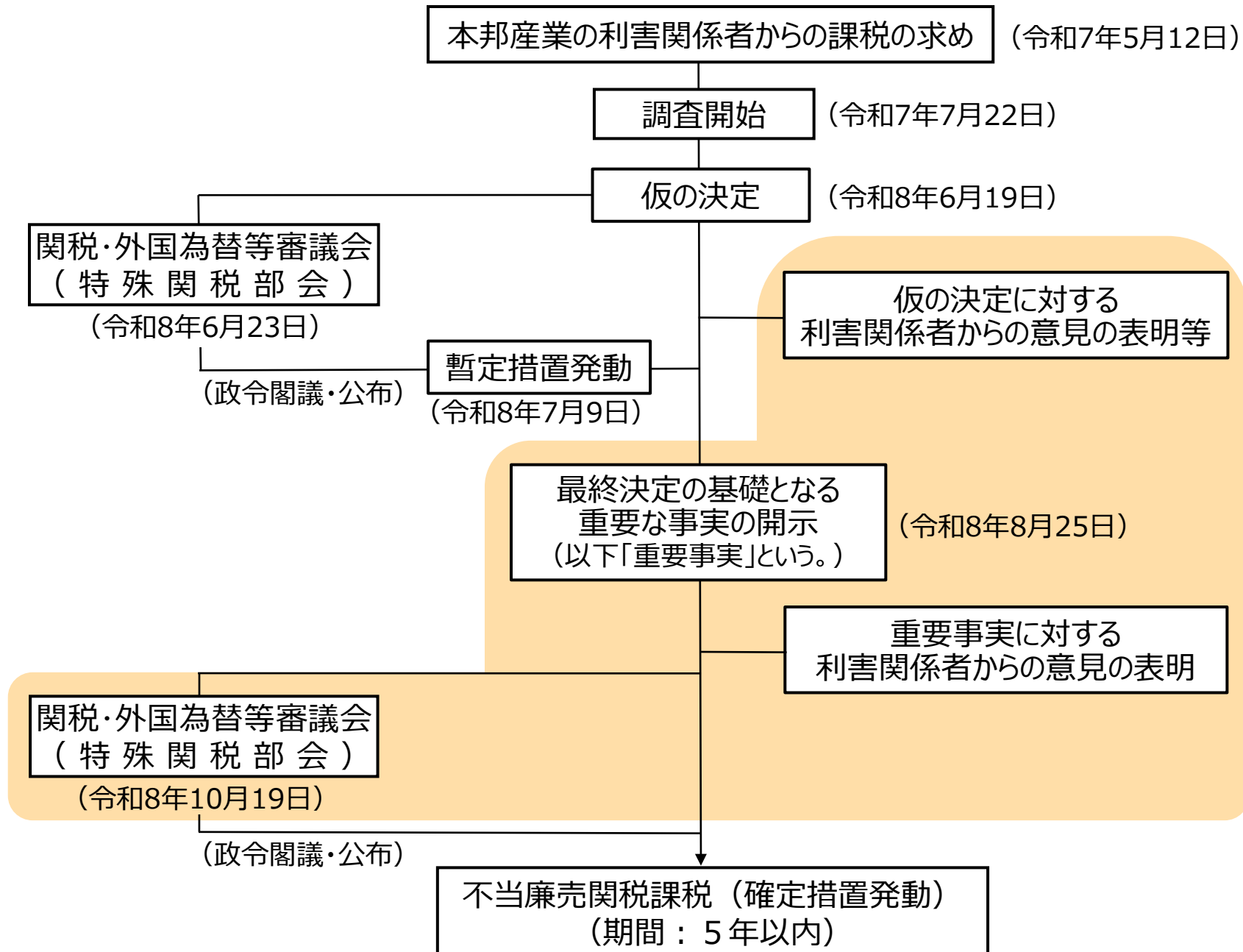
【調査対象期間】

- 不当廉売がされた貨物の輸入の事実：令和6年1月1日～令和6年12月31日
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実：令和4年1月1日～令和6年12月31日

不当廉売関税の課税要件（関税定率法第8条第1項）

- ① 不当廉売がされた貨物の輸入の事実が認められること。
- ② 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められること。
- ③ 本邦の産業を保護するため必要があると認められること。

不当廉売関税の調査・課税手続の流れ



利害関係者からの主な意見①（仮の決定（令和8年6月19日）に対する反論）

利害関係者からの反論	調査当局の見解
1. 市場経済の条件が浸透している事実に係る中国供給者からの反論【不当廉売輸入の事実】	
秘密扱いを求める書面の未提出を理由に質問状回答書の全体を証拠として不採用として「市場経済の条件が浸透している事実」があることを明確に示すことができていないと判断することは相当でない。	調査当局としては、総合的な評価の結果「市場経済の条件が浸透している事実」があることを明確に示されていないと判断したものであり、特定の書面の未提出のみを理由に判断したとの指摘はあたらない。
2. ファクツ・アヴェイラブル（FA）の適用に係る中国供給者からの反論【不当廉売輸入の事実】	
申請書記載の正常価格及び輸出価格を採用し、ファクツ・アヴェイラブル（FA）を適用したことは、調査に協力した事実を適切に反映しておらず不合理であり、WTO協定不整合。	調査当局が、利害関係者への閲覧の機会の確保のために必要な書面の提出について複数回にわたって具体的に指摘していたにもかかわらず、協力が得られなかった点なども踏まえた上でFAを適用したものであり、WTO協定に整合している。
3. ファクツ・アヴェイラブル（FA）の適用に係る台湾供給者からの反論【不当廉売輸入の事実】	
最善を尽くした回答の一部を採用せず、十分な検証が行われていない申請書を代替情報として使用したことは不合理でありWTO協定不整合。	調査当局が再三にわたって指摘した回答の問題点について、何ら具体的な回答が得られていない。 調査当局において代替情報として使用した申請書の情報は十分に検証しているため、合理的であり、WTO協定に整合している。
4. 同種の貨物に係る輸入者からの反論【本邦産業に与える実質的な損害等の事実】	
HSコード、用途、価格に実質的な差異があり、異なる市場が形成されている細幅品（幅600mm未満）と広幅品（幅600mm以上）の差異を考慮せずに両者を比較・検討したことは不当。	細幅品と広幅品に実質的な差異は認められない（広幅品を細幅品にカットする対応が一般的であること等）。 両者の価格差については、ニッケルの含有量の高低等の鋼種等によるものであることが推察され、板幅の広狭のみにその理由があるとは言えない。

（注）ファクツ・アヴェイラブル（FA）：利害関係者が妥当な期間内に必要な情報を提供しない等の場合に、調査当局が知ることができた事実に基づいて、各種決定を行うこと。WTO協定上認められた手法。

仮の決定で示した判断を変更する必要はないものと認められた

重要事実の開示（令和8年8月25日）

重要事実の開示

重要事実の開示

- 令和8年8月25日、すべての利害関係者に対し、重要事実として以下を通知。

重要事実記載事項

- 調査対象貨物、調査対象期間、調査対象事項、経緯等
- 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項
- 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項
- 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入と実質的な損害との間の因果関係
- 仮の決定に対する反論及び再反論等、並びにこれらに係る調査当局の見解

(参考) WTOアンチダンピング協定 第6.9条

当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となっている重要な事実であって、確定的な措置をとるかとならないかを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである。

利害関係者からの主な意見②（重要事実（令和8年8月25日）に対する反論）

利害関係者からの反論	調査当局の見解
代替国選定等に係る輸入者からの反論【不当廉売輸入の事実】	
中国供給者の正常価格算定の合理性について利害関係者が検証可能な情報を開示し、必要に応じて中国供給者の正常価格の算定を見直すべき。 また、認定した代替国を明示的かつ一義的に開示すべき。	代替国の正常価格の算出方法、算出結果及び認定した代替国については報告書において説明済み。 仮に、認定した代替国を一義的に明示し、あるいは、説明済みの事項について更に詳細な情報を開示した場合、中国供給者及び代替国供給者から提供された秘密情報が推知され、正当な理由のある秘密扱いの要請に反する具体的なおそれがあることから、これらの点を開示することは適当でないものと認められる。
その他	
「仮の決定に対する反論」と同旨の反論の提出	「仮の決定に対する反論」における調査当局の見解と同旨の見解

重要事実で示した判断を変更する必要はないものと認められた

調査結果

- 「不当廉売がされた貨物の輸入の事実」及び「当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」に関する事実認定が確定。

調査結果（不当廉売がされた貨物の輸入の事実）

不当廉売差額率の算出

$$\text{不当廉売差額率（\%）} = \left(\frac{\text{（正常価格－輸出価格）}}{\text{輸出価格}} \right) \times 100$$

- 中国の輸出価格並びに台湾の正常価格及び輸出価格
サンプリングした4者(注)の質問状回答のうち調査当局が検証できたもの及び入手できた証拠（ファクツ・アヴェイラブル）により算出。
- 中国の正常価格
供給者から市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示されなかったことから、中国の価格に代えて、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（代替国）の企業の価格情報を用いて算出。

(注) Shanxi Taigang Stainless Steel Co., Ltd.(以下「Shanxi Taigang」)、POSCO (Zhangjiagang) Stainless Steel Co., Ltd. (以下「PZSS」)、Yieh United Steel Corporation(以下「YUSCO」)及びWalsin Lihwa Corporation (以下「Walsin」)

調査結果

- 正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったため、不当廉売がされた貨物の輸入の事実が認められた。
- 算出された不当廉売差額率は表1のとおり。

【表1】 不当廉売差額率

国（地域）・海外供給者名		不当廉売差額率
中国	・Shanxi Taigang ・サンプリング調査非対象者	33.29%
	・PZSS ・その他の調査非協力者	45.32%
台湾	・YUSCO ・サンプリング調査非対象者	3.86%
	・Walsin ・その他の調査非協力者	20.71%

調査結果（実質的な損害等の事実）

検討

● 不当廉売がされた貨物の輸入

⇒ 中国及び台湾産品の輸入量(B)は増加し、本邦における市場占拠率(D)が拡大。

また、本邦産の同種の貨物（本邦産品）を常に下回る価格で輸入、販売された(H)。

● 本邦産業への影響

⇒ 本邦産業においては、需要量(A)・販売量(C)・売上高(I)が減少、取引先から販売価格の値上げ幅の圧縮及び値下げを要求され、原価上昇分(F)を十分に価格に転嫁することができず（E）、営業利益(J)は大きく減少。

● 因果関係

⇒ 中国及び台湾以外からの貨物による本邦産品の価格や販売量への影響は認められず、中国及び台湾からの不当廉売輸入と本邦産業に与える損害との因果関係が認められた。

【表 2】 本邦産業の状況

	① 令和4年	② 令和5年	③ 令和6年	(参考) ①と③の差
本邦需要量(A)	100	80	88	▲12
中国・台湾産品の輸入量(B)	100	85	116	+16
本邦産品の販売量(C)	100	77	80	▲20
中国・台湾産品の市場占拠率(D)	100	107	132	+32
本邦産品の価格(E)	100	112	103	+3
本邦産品の製造原価(F)	100	113	105	+5
中国・台湾産品の価格(G)	100	100	90	▲10
価格比(%) (H) *	70~90	60~80	60~80	
本邦産品の売上高(I)	100	86	82	▲18
本邦産業の営業利益(J)	100	63	40	▲60

凡例 ・非開示データのため、表中、令和4年の数値を100とする指数を記入((H)を除く)

・(H)は、実際の価格を用いて算出した結果をレンジ表記

* 価格比(%) (H) = (中国・台湾産品の価格(G) / 本邦産品の価格(E)) × 100

調査結果

- 不当廉売がされた貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められた。

不当廉売関税の課税

本邦産業保護の必要性

- 不当廉売がされた貨物の輸入の事実：有
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実：有
- 不当廉売関税による本邦産業の保護の必要性を否定する特別の事情：無

不当廉売輸入による損害から本邦産業を保護するために、不当廉売関税を課する必要性が認められる。

不当廉売関税の課税

- 不当廉売関税の課税要件を満たしていることから、表3のとおり不当廉売関税を課することが適当（税率は暫定措置と同率、期間はWTO協定及び法令で認められた期間内である5年間）。

【表3】 不当廉売関税率

国（地域）・海外供給者名		不当廉売関税率
中国	・Shanxi Taigang ・サンプリング調査非対象者	27.7%
	・PZSS ・その他の供給者	42.1%
台湾	・YUSCO ・サンプリング調査非対象者	3.6%
	・Walsin ・その他の供給者	20.1%

（注）不当廉売関税率 = （不当廉売差額 / 本邦輸入価格） × 100

（参考） 不当廉売差額率と不当廉売関税率の考え方

